第六十八条の二の見出しを「（農業協同組合等の合併に係る課税の特例）」に改め、同条中「平成二十八年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に、「農林中央金庫等」を「農業協同組合等」に改め、同条第一号を削り、同条第二号中「農業協同組合連合会（」の下に「農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百十八号）第二条第一項第二号に規定する」を加え、同号を同条第一号とし、同条第三号を同条第二号とし、同条第四号を同条第三号とし、同条第五号を同条第四号とする。

第六十八条の三の四第一項中「から第五十六条まで及び第五十七条の三から第五十七条の八まで」を「、第五十六条、第五十七条の三から第五十七条の五まで及び第五十七条の八」に改め、同条第二項中「第四十二条の六第九項」を「第四十二条の六第五項」に、「第四十二条の十第三項、第四十二条の十一第三項、第四十二条の十二の二」を「第四十二条の十二」に改め、同条第三項中「第五十五条の三」の下に「、第五十五条の五、第五十六条」を加え、同条第四項中「第四十二条の六第九項」を「第四十二条の六第五項」に、「第四十二条の十第三項、第四十二条の十一第三項」を「第四十二条の十二」に改める。

第六十八条の九第六項第二号イ中「第六十八条の十一第七項から第九項まで及び第十二項」を「第六十八条の十一第三項から第五項まで及び第七項」に、「第三項及び第五項、第六十八条の十五第二項、第三項及び第五項、第六十八条の十五の二第二項、第六十八条の十五の三」を「第六十八条の十五の四第二項」を「第六十八条の十五の三、第六十八条の十五の四第二項」に、「、第六十八条の十五の五並びに第六十八条の十五の六第七項及び第八項」を「並びに第六十八条の十五の五」に改め、同条第八項中「に、これら」を「にこれら」に改め、同条第十項中「百分の四・四」を「百分の十・三」に改める。

第六十八条の十第一項中「平成二十八年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に、「に次に」を「に第四十二条の五第一項各号に」に改め、「第一号に掲げる減価償却資産を」を削り、「、同号イからハまで」を「及び同項第一号」に改め、「及び第二号に掲げる減価償却資産を住宅の用に供した場合」及び「及び第六項」を削り、「第十三項」を「第十一項」に改め、同項各号を削り、同条第二項中「にエネルギー環境負荷低減推進設備等」の下に「（車両及び運搬具を除く。以下この項及び次項において同じ。）」を加え、同条第五項中「次条第十二項」を「次条第七項」に改め、「、第六十八条の十四第五項、第六十八条の十五第五項」を削り、同条第六項及び第七項を削り、同条第八項中「及び第六項」を削り、同項を同条第六項とし、同条第九項中「第六項又は」を削り、同項を同条第七項とし、同条第七項中「及び第六項、第二項又は第三項」を「から第三項まで」に改め、同項を同条第八項とし、同条第十一項中「及び第六項」を削り、同項を同条第九項とし、同条第十二項中「に、同項」を「に同項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第十三項中「、同項」を「同項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第十四項中「百分の四・四」を「百分の十・三」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十五項中「百分の四・四」を「百分の十・三」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十六項中「第八項から第十三項まで」を「第六項から第十一項まで」に、「第七項」を「第五項」に改め、同項を同条第十四項とする。

第六十八条の十一第一項中「第七項」を「第三項」に改め、同条第二項中「以下第十項まで」を「第四項」に、「第六十八条の十五の六第一項に規定する特定生産性向上設備等」を「生産性向上設備等（生産等設備を構成する機械及び装置、工具、器具及び備品並びに政令で定めるソフトウエアで、同法第二条第十三項に規定する生産性向上設備等に該当するもののうち政令で定める規模のものをいう。）」に改め、「この項」の下に「及び第四項」を加え、「第八項」を「第四項」に改め、同条第三項から第六項までを削り、同条第七項中「。以下この条」を「。以下この項及び次項第二号」に、「（以下この条」を「（以下この項及び同号」に、「第一項及び第二項」を「前二項」に、「第九項まで及び第十一項」を「第六項まで」に改め、同項を同条第三項とし、同条第八項中「（第二項に規定する特定生産性向上設備等に該当するものをいう。以下この項において同じ。）」を削り、「第一項、第二項及び前項」を「前三項」に、「同項」を「前項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第九項中「第七項」を「第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第十項を削り、同条第十一項中「第七項から第九項まで」を「第六項から第八項まで」に、「第四十二条の六第九項に」を「前項に」に、「における第七項又は第八項」を「おける第三項又は第四項」に、「第四十二条の六第七項又は第八項」を「第四十二条の六第三項又は第四項」に、「、第七項又は第八項」を「、第三項又は第四項」に、「同条第七項又は第八項」を「同条第三項又は第四項」に、「既に第九項」を「既に前項」に、「同条第九項」を「同条第五項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第十二項中「第七項から第九項まで」を「第三項から第五項まで」に改め、「、第六十八条の十四第五項、第六十八条の十五第五項」を削り、同項を同条第七項とし、同条第十三項中「から第三項まで」を「及び第二項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第十四項中「第四項まで及び第七項から第九項まで」を「第五項まで」に改め、同項を同条第九項とし、同条第十五項中「から第四項まで」を「及び第二項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第十六項を削り、同条第十七項中「第七項及び第八項」を「第三項及び第四項」に、「に、これら」を「にこれら」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第十八項中「第九項の」を「第五項の」に、「第十一項」を「第六項」に、「第四十二条の六第七項」を「第四十二条の六第三項」に、「第四十二条の六第九項」を「第四十二条の六第五項」に、「、同項」を「同項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十九項を削り、同条第二十項中「第七項から第九項までの規定の」を「第三項から第五項までの規定の」に、「第六十八条の十一第七項から第九項まで」を「第六十八条の十一第三項から第五項まで」に、「同条第七項から第九項まで」を「同条第三項から第五項まで」に、「百分の四・四」を「百分の十・三」に改め、同項を同条第二十一項中「第十二項の」を「第七項の」に、「第六十八条の十一第十二項」を「第六十八条の十一第七項」に、「百分の四・四」を「百分の十・三」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第二十二項中「第十三項から第十九項まで」を「第八項から第十二項まで」に、「第十二項」を「第七項」に改め、同項を同条第十五項とする。

第六十八条の十三第四項中「第六十八条の十一第十二項、次条第五項、第六十八条の十五第五項」を「第六十八条の十一第七項」に改め、同条第七項中「、同項」を「同項」に改め、同条第八項及び第九項中「百分の四・四」を「百分の十・三」に改める。

第六十八条の十四第一項中「第二条第二項第一号に掲げる事業のうち産業の国際競争力の強化若しくは国際的な経済活動の拠点の形成に資するものとして財務省令で定めるもの又は同項第二号に掲げる事業をいう。以下この条」を「第二十七条の二に規定する特定事業をいう。以下この項及び次項」に、「もの（以下この条」を「もの（以下第四項まで」に、「平成二十八年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に改め、「及び第十一項」を削り、「第四十二条の十第一項各号に掲げる減価償却資産の区分に応じ当該各号に定める」を「当該特定機械装置等の取得価額の百分の五十（建物及びその附属設備並びに構築物については、百分の二十五）に相当する」に改め、同条第二項中「第四項まで」を「この項」に改め、「及び第四項」を削り、同条第三項から第五項までを削り、同条第六項中「第四十二条の十第一項第一号イに掲げる減価償却資産のうち同号に規定する開発研究の用に供されるもの」を「第四十二条の十第三項に規定する開発研究用資産」に、「の同号」を「の同条第一項第一号」に改め、「算入する金額」の下に「（第六十八条の九第六項第六号に規定する特別試験研究費の額に該当するものを除く。）」を加え、同項を同条第三項とし、同条第七項を同条第四項とし、同条第八項中「から第三項まで」を「及び第二項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第九項を同条第六項とし、同条第十項中「に、同項」を「に同項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第十一項を削り、同条第十二項中「又は第三項」を削り、「この款並びに」を「この款及び」に、「第六十八条の十四第二項及び第三項」を「第六十八条の十四第二項」に、「同条第二項及び第三項」を「同項」に、「までに掲げる金額並びに」を「までに掲げる金額及び」に、「これらの規定」を「同項」に、「「並びに」を「及び」に、「百分の四・四」を「百分の十・三」に改め、同項を同条第八項とし、同条第十三項を削り、同条第十四項中「第七項から第十一項まで」を「第四項から第七項まで」に、「第六項」を「第三項」に改め、同項を同条第九項とする。